

後期高齢者医療 保険料率について

【 京都府内に居住される後期高齢者の
令和2・3年度の保険料率が決まりました。】

被保険者の皆様の令和2年度保険料額は、7月中に郵送でお知らせします。

1人当たりの医療費の増加などにより、保険料の上昇が見込まれる状況のなか、可能な限り抑えるよう努めました。

被保険者の皆様には、新保険料へのご理解と保険料納付のご協力をお願いいたします。

京都府の保険料率

	令和2・3年度	(平成30・31(令和元)年度)
均等割額	53,110円	(47,890円)
所得割率	9.98%	(9.39%)

保険料例は裏面のとおりです

保険料の計算方法

$$\text{年間保険料} \text{ (※1)} = \text{均等割額 } 53,110\text{円} + \left(\text{総所得金額等から基礎控除額(※2)を引いた金額} \times \text{所得割率 } 9.98\% \right)$$

※1 保険料の上限額 年64万円

※2 令和2年度は33万円となります

後期高齢者 医療制度とは

以下の高齢者等を対象とした医療保険制度です。

- 京都府内にお住まいの75歳以上の方
- 京都府内にお住まいの65歳以上75歳未満の一定の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方

保険料例(年額)

単身世帯のケース(年金収入のみの場合)

年金収入額	令和2・3年度			令和元(平成31)年度との比較
	均等割額	所得割額	合計額	
※80万円(所得 0円)	15,933円 (7割軽減)	0円	15,933円	6,355円増
120万円(所得 0円)	11,949円 (7.75割軽減)	0円	11,949円	4,766円増
180万円(所得 60万円)	26,555円 (5割軽減)	26,946円	53,501円	4,203円増
210万円(所得 90万円)	42,488円 (2割軽減)	56,886円	99,374円	7,539円増
240万円(所得120万円)	53,110円	86,826円	139,936円	10,353円増

※年金生活者支援給付金などにより、実質的な軽減が図られています。

所得の少ない方の軽減措置(令和2年度)

均等割額5割軽減・2割軽減の対象範囲が拡大されました

均等割額	総所得金額等(被保険者全員+世帯主)が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
	7.75割軽減対象世帯のうち、被保険者全員の所得0円(ただし公的年金等控除額は80万円として計算)の世帯の方	7割
	基礎控除額(33万円)	7.75割
	基礎控除額(33万円)+28.5万円×被保険者の数	5割
	基礎控除額(33万円)+52万円×被保険者の数	2割

※年金収入があり公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額からさらに15万円が控除されます。
※専従者給与(控除)及び譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

被扶養者

制度加入の前日まで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった方は、当分の間、所得割額はかかりません。また、均等割額は資格取得時から2年間に限り5割軽減されます(国民健康保険や国民健康保険組合の加入者は該当しません)。
(注)年度途中で2年間を経過される方については、それまでの期間を月割で保険料算定します。

後期高齢者医療制度は、世代間で負担を分かち合い、支え合うしくみになっています

費用	医療給付費(医療機関等への支払や健康診査に要する費用など)		
負担	公費負担(約5割)	現役世代からの支援金(約4割)	保険料(約1割)※

※保険料上昇抑制のための財源(剰余金、財政安定化基金の活用)

被保険者の皆様の令和2年度保険料額は、7月中に郵送でお知らせします。

「お知らせ」

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、後期高齢者医療広域連合では、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染した、あるいは感染が疑われ、療養のため仕事を休み事業主から給与等を受けられない場合、傷病手当金を支給します。また、感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者に、保険料の減免を行います。詳しくは下記へお問い合わせください。

問い合わせ先

京都府後期高齢者医療広域連合事務局 又はお住まいの市区町村の担当窓口まで
☎075-344-1202 / 075-344-1219 ホームページ <http://www.kouiki-kyoto.jp/>